

## 原稿料及び謝礼等支払規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人機密情報抹消事業者協会(以下、本会という。)が発行する広報誌などの原稿執筆料又は本会が主催する講習会、会議、セミナーの講師謝礼について定める。

### (支払対象者)

第2条 原稿執筆料及び謝礼の支払対象者は、本会の役員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

### (原稿執筆料の額)

第3条 原稿執筆料の額は、つぎのとおりとする。

区分	原稿執筆料
会員	原稿用紙1枚(400字)あたり1,500円(税込)
非会員	原稿用紙1枚(400字)あたり2,500円(税込)

### (謝礼の額)

第4条 謝礼の額は、つぎのとおりとする。

区分	謝礼
会員	1時間程度 10,000円(税別)
	2時間程度 20,000円(税別)
非会員	1時間程度 20,000円(税別)
	2時間程度 40,000円(税別)

### (特例)

第5条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、この規程が定める額により依頼することが困難な場合の原稿執筆料及び謝礼の額は、その都度理事会が定めるものとする。

### (領収書の收受)

第6条 原稿執筆料及び謝礼を支払った場合には、本会は支払先から所定の領収書を收受しなければならない。  
なお、銀行振込による支払の場合はこの限りではない。

### (所得税の源泉徴収及び納税)

第7条 原稿執筆料及び謝礼の支払いに際して、本会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

### (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

### 附則

- 1 この規程は、2015年8月5日から施行する。
- 2 この規程は、2019年7月1日から施行する。